

業務委託契約書（案）

- 1 業務名 広島県立病院機構給食業務
- 2 履行場所 県立広島病院、県立二葉の里病院、県立安芸津病院
- 3 履行期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日 まで
- 4 委託料 別紙「支払内訳書」のとおり
- 5 契約保証金 免除する。
- 6 特約事項
 - (1) 業務委託契約約款第28条第4項、同条第6項、第42条第1号、第45条第2項及び第48条第1項の規定の運用については、「委託料」とあるのは、別紙「支払内訳書」の「1(1)ア委託料及び1(2)ア委託料限度額」と読み替えるものとする。
 - (2) 受注者（乙）は火災、労働争議、業務停止の事情によりその業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として公益社団法人日本メディカル給食協会（丙）を指定しておくものとする。受注者（乙）の申し出により発注者（甲）が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、代行者（丙）は受注者（乙）に代わってこの契約書の規定に従い業務を代行しなければならない、ただし、この場合であっても受注者（乙）の義務は免責されるものではない。
 - (3) 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
 - (4) 消費税率は毎月末時点の消費税率を適用する。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 住所 広島市中区基町 10 番 52 号
 氏名 地方独立行政法人広島県立病院機構
 理事長 栗 井 和 夫

受注者（乙） 住所
 氏名

代行者（丙） 住所
 氏名

(2) 給食材料費

ア 委託料限度額 円 — (取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む)

(※) 祝膳のみ、1ヶ月当たりの食数とする。

イ 年度別内訳 (3病院合計)

年度	年度別委託料限度額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
令和9年4月1日～令和10年3月31日	円 — (円 —)
令和10年4月1日～令和11年3月31日	円 — (円 —)
令和11年4月1日～令和12年3月31日	円 — (円 —)

ウ 病院別内訳

県立広島病院

区 分	単 位	単価 (消費税除く)	予定食数
給食材料費	朝 食	金 円	食
	昼 食	金 円	食
	夕 食	金 円	食
	祝 膳 (※)	金 円	食
	注入食のみ	金 円	食
	食事併用の注入食	金 円	食

(※) 祝膳のみ、1ヶ月当たりの食数とする。祝膳は広島病院のみ。

年度	年度別委託料限度額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
令和9年4月1日～令和10年3月31日	円 — (円 —)
令和10年4月1日～令和11年3月31日	円 — (円 —)
令和11年4月1日～令和12年3月31日	円 — (円 —)

県立二葉の里病院

区 分	単 位	単価 (消費税除く)	予定食数
給食材料費	朝 食	金 円	食
	昼 食	金 円	食
	夕 食	金 円	食
	祝 膳		
	注入食のみ	金 円	食
	食事併用の注入食	金 円	食

年度	年度別委託料限度額（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日	¥ — （¥ —）
令和 10 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日	¥ — （¥ —）
令和 11 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日	¥ — （¥ —）

県立安芸津病院

区 分	単 位	単価（消費税除く）	予定食数
給食材料費	朝 食	金 円	食
	昼 食	金 円	食
	夕 食	金 円	食
	祝 膳		
	注入食のみ	金 円	食
	食事併用の注入食	金 円	食

年度	年度別委託料限度額（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日	¥ — （¥ —）
令和 10 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日	¥ — （¥ —）
令和 11 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日	¥ — （¥ —）

2 支払方法

(1) 委託料の支払は、月払とする。

(2) 各月の支払金額は、人件費・一般管理費分として、金 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）及び給食材料費分として、当該月においてそれぞれに要した実費（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く）に、消費税及び地方消費税として月末の消費税率を乗じて得た額を加算した額とする。なお、給食材料に要した実費は、1 (2)アに記載の単価に提供食数を乗じた額を上限額とすることとし、それを超える部分については、受注者の負担とする。

お茶、お茶袋及び非常食については、各月の使用分に係る額を支払うこととする。